

# 高齢者虐待の防止と身体拘束の禁止について

## 1 高齢者虐待防止法の理解

○ 養介護施設・事業所の責務（高齢者虐待防止法 20 条）

- ① 研修の実施
- ② 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備
- ③ 高齢者虐待防止のための措置を講ずる。

○ 早期発見についての義務（法第 5 条）

養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場である。

○ 通報義務（法第 21 条）

養介護施設従事者等は 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない。

- ・ 通報を行うことは守秘義務には妨げられない（虚偽や過失によるものを除く）（法第 21 条第 6 項）
- ・ 通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は禁止（虚偽や過失によるものを除く）（法第 21 条第 7 項）

## 2 市町村・県等行政の対応

● 窓口の設置・周知（市町村）

高齢者虐待に関する通報や相談、届出を受付、その後の対応に結びつける窓口の設置（法第 18 条、第 21 条第 5 項）

● 養介護施設従事者等による虐待通報を受けた後の対応

【市町村】	【県】
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者の安全確認・緊急性の判断</li><li>・ 通報等の内容の事実確認・訪問調査</li><li>・ ケース会議の開催</li><li>・ 介護保険法上の権限行使（報告徴収・立入検査、地域密着型サービス事業者監督）</li><li>・ 県への報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使</li><li>・ 必要に応じて広域調整</li><li>・ 虐待の状況等の公表（毎年度）</li></ul>

### 3 身体拘束の禁止

介護保険施設等において利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止

#### 【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」

（平成 13 年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

○ 緊急やむを得ない場合とは 3要件全てを満たすことが条件

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

○ 身体拘束の手続き上の手順

- ・ 緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員個人又はチームでなく、**施設全体**で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- ・ 身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を高齢者本人や家族に対して**十分に説明し、理解を求める**ことが必要。
- ・ **常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。**
- ・ 身体拘束の様態・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を**記録**することが必要。

**4 高齢者虐待・不適切なケアが起きたらどうするか**

速やかな初期対応を図る。

- ・ 利用者の安全確保
- ・ 事実確認
  - 正確な事実確認、情報を隠さない
- ・ 本人、家族への説明や関係機関への連絡
  - 虐待（疑い）は施設所在地の市町村に報告
- ・ 原因分析と再発防止の取組